

第234回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第13号

令和5年11月1日かすみがうら市農業委員会告示第13号をもって、令和5年11月10日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第234回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和5年11月10日（金）午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	4番 宮本 教夫	5番 塚本 勝男	6番 安田 治
7番 飯田 敬市	8番 久松 弘叔	9番 井坂 孝雄	10番 高田 健司
11番 谷中 昌	12番 廣原 孝	13番 栗山 千勝	14番 塚本 茂
15番 中山 峰雄			

4. 欠席委員

2番 西崎 敏和 3番 鈴木 良道

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健 事務局長補佐 関川 信政、 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

5番 塚本 勝男 6番 安田 治

7. 議事日程

① 諸般の報告について

② 議事録署名委員について

③ 日程の決定について

④ 報告案件について

報告第31号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第34号 制限除外の農地移動届出の受理について

⑤ 議案審議について

議案第65号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第67号 農地改良協議書に対する同意について

議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

午後3時20分閉会

事務局長	<p>起立 礼 着席願います</p> <p>只今から、令和5年 第234回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は、13名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、2番 西崎 敏和 委員、 3番 鈴木 良道 委員から、欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議 長	会長あいさつ
議 長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	諸般の報告を行う。
議 長	<p>次に 議事録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、5番 塚本 勝男 委員、6番 安田 治 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に 日程の決定について、お諮(はか)りいたします。 只今から、午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声・・・</p>
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。
議 長	<p>次に 報告第31号から、第34号の報告案件ですが、委員の皆様には すでに 議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>

議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第65号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>最初に、番号1番については、7番 飯田 敬市委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条 及び かすみがうら市 農業委員会会議規則 第13条の規定により、退席願います。</p> <p>(7番 飯田 敬市委員 退席)</p>
議 長	事務局より、「第3条・番号1番」の議案の朗読 及び説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、「第3条・番号1番」の説明をお願いいたします。</p>
10番 高田 健司	<p>11月1日 午前9時から霞ヶ浦庁舎において、谷中委員と廣原委員と私、高田の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番の農地は、●●●●●●●● から、約400m東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理 されていきました。</p> <p>申請人は、相手の要請により、今回の申請に至りました。</p> <p>露地野菜 を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 許可する ことに 決定いたします。</p>
議 長	<p>7番 飯田 敬市委員の入室をお願いします。 （7番 飯田 敬市委員 入室）</p>
議 長	<p>事務局より、「第3条・番号2番」の議案の朗読 及び 説明をお願 いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、「第3条・番号2番」の説明をお願いいたしま す。</p>
10番 高田 健司	<p>それでは説明いたします。 番号2番の農地は、●●●●●● から約600m北に位置する 田2筆、畑1筆になります。 現況は、田は きれいに管理 されていきました。畑は 雑草繁茂の 状態 でした。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 水稲、栗 を作付けする計画です。</p>

	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第65号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可については、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について 上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については、事前調査を実施しております。</p>
事務局	<p>—事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>

11 番 谷中 昌	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●● から約750m南西に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番から3番になります。こちらについては、一括で説明いたします。図面番号2番、3番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●● から約600m北西に位置する畑2筆、農地区分は第1種農地になります。 こちらは、令和元年7月10日付けで、営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第5条の一時転用許可を受けた案件になります。 今回、3年間の一時転用期間が満了したため、再度一時転用の許可を受けるための申請になります。本来昨年7月総会において、審議すべき案件ですが、申請人の認識不足により、一年5ヶ月遅れての申請のため、始末書が添付されております。 パネルの下の作付けは、みょうがを育成しており、適宜、収穫及び自家消費をし、今後は出荷なども検討していく状況です。また、現地確認では、圃場、管理は適正にされていると思われ、許可にあたって支障はないと判断しました。 また、許可期間については、今回も3年間としても問題ないと判断しました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は 原案のとおり 許可することに 決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番、番号3番については、同一申請人であるので、一括審議いたします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
5番 塚本 勝男	<p>番号2番に関して、進入路が公図上では見当たらないが。</p>
事務局	<p>公図にはありませんが、道路は現況にございます。 只今、確認をいたします。</p>
議 長	<p>暫時、休憩をお願いします。 (午後2時24分 暫時休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。 (午後2時36分 再開)</p>
事務局	<p>公図にはありませんが、古くから現況に農道があり借人は、貸人の許可を得て行っております。 口頭での許可を得ております。</p>
13番 栗山 千勝	<p>事務局は始末書で申請に対して、許可することとしているようだが、それでよいのか。</p>
事務局	<p>明らかに故意である確信的な行為ではないため、申請を受付して、始末書での対応と判断しています。</p>

13 番 栗山 千勝	心配なのは、誤ったことをしても始末書で対応が可能となれば、今後、総会に諮らない等の場合が増えてくることを懸念する、ある程度の基準を設ける必要があるのではないか。
6 番 安田 治	只今、栗山委員が仰ることは理解できるが、別な場で議論するものではないでしょうか。
事務局	はい、始末書については、様々な状況を確認して、改めてご報告いたします。
13 番 栗山 千勝	これに関連して、他の同様な案件でも考えていただきたい。無断転用の罰則規定はどうなっているのか。
事務局	是正など、段階を得てからの判断となります。
13 番 栗山 千勝	そのようなことを農業委員会でも議論が必要と思います。事務局の職員だけではなく、委員も理解をお願いします。
議長	只今、栗山委員が仰ったことは、委員及び事務局を含めて議論したいと存じます。
6 番 安田 治	議長、採決を次回に延ばすことはできないのか。
議長	・・・。
13 番 栗山 千勝	農地法の申請後 40 日以内の規定に触れるのではないのか。取り下げて、改めて出していただくしかないと思います。
議長	暫時、休憩をお願いします。 (午後 2 時 51 分 暫時休憩)
議長	会議を再開します。 (午後 2 時 58 分 再開)

事務局	令和元年に提出していただいた、第 1 回目の事業計画書及び今回の事業計画書において、進入路の土地の地権者には説明をしており、「意見等はありませんでした」と記載がされています。口頭での許可をいただいたという形になります。
議 長	事務局からは口頭で許可を受けたとのことですか。
5 番 塚本 勝男	本来なら、同意書を受けるべきであったが怠ったということになります。後からでもいいので同意書の提出を受けて承認をすることによってよいと思います。
事務局	はい
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番、番号 3 番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。
議 長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号 2 番、番号 3 番は 原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議 長	議案第 6 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり 許可することに 決定いたしました。
議 長	次に、議案第 6 7 号 農地改良協議書に対する同意について、上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。

12番 廣原 孝	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番から2番になります。こちらについては、隣接した申請地のため、一括で説明いたします。図面番号4番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から、約800m北西に位置する田2筆になります。</p> <p>深谷地内の市の道路課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、田畑転換及び段差解消をするための申請となります。</p> <p>改良後は露地野菜を作付する計画となっております。</p> <p>以上、同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 同意することに賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり 同意することに 決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について 原案のとおり 同意することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は原案のとおり 同意することに 決定いたします。</p>

議 長	議案第67号 農地改良協議書に対する同意については、原案のとおり 同意することに 決定いたしました。
議 長	次に 「議案第68号 農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による 農用地 利用集積計画の決定について」 上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 —事務局説明—
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第68号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。
議 長	全員賛成（賛成多数）ですので、議案第68号農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による農用地 利用集積計画の 決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。
議 長	来月の総会は、12月11日（月）午後3時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、栗山 千勝 委員、塚本 茂 委員、海東 功（いさお）委員 です。 日時は、12月4日（月） 午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。

議 長	他に 事務局から、何かありますか。
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度 農業委員会 忘年会について 2 令和5年度「地域の農地を活かし持続可能な農業・農村を創る運動推進大会」について 3 農業委員会互助会積立金の返金について
議 長	只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
議 長	それでは、以上を持ちまして、第234回 総会を閉会いたします。慎重審議 大変ご苦労様でした。
事務局長	<p>・・・起立 礼・・・</p> <p>お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____